

# 【宮城県】長期優良住宅認定等申請手数料 一覧表（令和4年10月1日以降）

令和4年10月1日

※「確認書等」…住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の「確認書」若しくは「住宅性能評価書」又はこれらの写し

## 1. 認定申請手数料【法第5条第1項～第7項】

### 1 住宅を新築し長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合（新築住宅）

住宅の区分		手数料	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅		40,700 円	10,800 円
共同住宅等	床面積の区分	500 m <sup>2</sup> 以内のもの	19,900 円
		500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	32,800 円
		1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,500 m <sup>2</sup> 以内のもの	54,900 円
		2,500 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	88,000 円
		5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円
		10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	228,000 円
		20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	289,000 円
		30,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	328,000 円

### 2 住宅を増築・改築し長期優良住宅建築等計画の認定を申請する場合（増改築住宅）又は長期優良住宅維持保全計画の認定を申請する場合（既存住宅）

住宅の区分		手数料	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅		61,000 円	16,200 円
共同住宅等	床面積の区分	500 m <sup>2</sup> 以内のもの	29,800 円
		500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	49,300 円
		1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,500 m <sup>2</sup> 以内のもの	82,300 円
		2,500 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000 円
		5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	201,000 円
		10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	342,000 円
		20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000 円
		30,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	493,000 円

※法第5条第1項から第7項までの計画認定申請の場合、共同住宅等の床面積は、共同住宅等の属する建築物の床面積の合計とする。

※建築確認申請と併願する場合は、上記手数料に確認申請手数料を加えた額とする。

## 2. 変更認定申請手数料【法第8条第1項】※軽微な変更を除く

### 1 法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更

※表中の床面積は、変更に係る部分の床面積（住宅以外の部分を含む。）とする。

#### イ 住宅を新築し長期優良住宅建築等計画の認定を申請しようとする際に法第6条第1項の認定を受けた場合

住宅の区分		手数料
一戸建ての住宅		10,800 円
共同住宅等	1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	19,900 円
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	32,800 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	54,900 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	88,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円
	20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	228,000 円
	40,000 m <sup>2</sup> を超え 60,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	289,000 円
	60,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	328,000 円

#### ロ 住宅を増築・改築し長期優良住宅建築等計画の認定を申請しようとする際、又は長期優良住宅維持保全計画の認定を申請しようとする際に法第6条第1項の認定を受けた場合

住宅の区分		手数料
一戸建ての住宅		16,200 円
共同住宅等	1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	29,800 円
	1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	49,300 円
	2,000 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	82,300 円
	5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000 円
	10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	201,000 円
	20,000 m <sup>2</sup> を超え 40,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	342,000 円
	40,000 m <sup>2</sup> を超え 60,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000 円
	60,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	493,000 円

## 2 その他の場合

※法第5条第8項第1号から第3号までの事項を含む変更の場合に適用し、表中の床面積は、変更に係る部分の床面積（住宅以外の部分を含む。）の2分の1とする。但し、増築に係る部分については当該部分の床面積とする。

### イ 住宅を新築し長期優良住宅建築等計画の認定を申請しようとする際に法第6条第1項の認定を受けた場合

住宅の区分		手数料	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅		40,700 円	10,800 円
共同住宅等	床面積の区分	500 m <sup>2</sup> 以内のもの	19,900 円
		500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	32,800 円
		1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,500 m <sup>2</sup> 以内のもの	54,900 円
		2,500 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	88,000 円
		5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	134,000 円
		10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	228,000 円
		20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	289,000 円
		30,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	328,000 円

### ロ 住宅を増築・改築し長期優良住宅建築等計画の認定を申請しようとする際、又は長期優良住宅維持保全計画の認定を申請しようとする際に法第6条第1項の認定を受けた場合

住宅の区分		手数料	
		確認書等なし	確認書等あり
一戸建ての住宅		61,000 円	16,200 円
共同住宅等	床面積の区分	500 m <sup>2</sup> 以内のもの	29,800 円
		500 m <sup>2</sup> を超え 1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	49,300 円
		1,000 m <sup>2</sup> を超え 2,500 m <sup>2</sup> 以内のもの	82,300 円
		2,500 m <sup>2</sup> を超え 5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	132,000 円
		5,000 m <sup>2</sup> を超え 10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	201,000 円
		10,000 m <sup>2</sup> を超え 20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	342,000 円
		20,000 m <sup>2</sup> を超え 30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	434,000 円
		30,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	493,000 円

### 3. 譲受人の決定又は管理者等の選任による変更認定申請手数料【法第9条第1項又は第3項】

手数料
3,600 円

### 4. 地位の承継の承認申請手数料【法第10条】

手数料
2,700 円

### 5. 容積率の特例の許可申請手数料【法第18条第1項】

手数料
160,000 円